

鳥越クリーンセンターごみ焼却施設 維持管理に関する記録（令和5年度）

○一般廃棄物の種類及び搬入量

(単位:t)

ごみ種類	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
燃やすごみ	19,267.17	1,989.49	2,679.98	1,766.60	1,349.03	1,356.53	1,801.26	2,290.08	1,710.39	1,172.50	1,475.01	1,664.88	11.42
燃やさないごみ・粗大ごみ破碎処理後の可燃分	1,505.17	222.16	113.50	206.74	67.51	77.49	105.13	212.28	216.97	203.68	47.14	32.57	0.00
プラスチック容器包装材選別後の可燃分	162.88	16.45	18.03	16.57	13.42	13.39	13.91	14.68	13.82	14.87	14.89	12.85	0.00
合計	20,935.22	2,228.10	2,811.51	1,989.91	1,429.96	1,447.41	1,920.30	2,517.04	1,941.18	1,391.05	1,537.04	1,710.30	11.42

【A系炉】

○処分した一般廃棄物の数量

(単位:t)

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	12,720.66	1,311.96	1,392.99	1,361.17	675.11	585.79	1,508.58	1,571.40	1,599.42	803.20	923.58	926.14	61.32

※ 焼却量には、粗大ごみ処理施設の破碎選別後の可燃分及びプラスチック容器包装材の選別後の可燃分を含む。

○燃焼管理に関する事項

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		—	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	℃	800以上	886	873	877	870	882	889	872	872	869	881	879	873
②集塵機入口温度	℃	200以下	195	193	190	191	194	187	184	183	183	185	182	184
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	77	82	93	93	93	92	91	96	86	71	70	49

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による。

※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値。

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時に自動で除去												
排ガス処理設備													

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—		5/25						11/16				
測定結果取得日		—		6/8						12/1				
④ばい煙測定	硫黄酸化物	㎎/h	14.5以下	0.012未満						0.018未満				
	ばいじん	g/㎎	0.03以下	0.02未満						0.03未満				
	塩化水素	mg/㎎	200以下	5.4						18				
	窒素酸化物	ppm	140以下	81						50				
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—							9/14					
測定結果取得日		—							10/26					
④ダイオキシン類	ng-TEQ/㎎	1以下							0.088					

【B系炉】

○処分した一般廃棄物の数量

(単位:t)

項目	年度計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月別焼却量	12,612.62	1,173.01	1,620.49	408.95	1,084.49	786.34	1,410.65	1,755.67	387.33	1,307.32	1,285.14	1,291.46	101.77

※ 焼却量には、粗大ごみ処理施設の破碎選別後の可燃分及びプラスチック容器包装材の選別後の可燃分を含む。

○燃焼管理に関する事項

(単位:t)

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定位置		—	別紙のとおり											
①燃焼室ガス温度	℃	800以上	887	875	882	905	891	893	883	892	868	866	855	834
②集塵機入口温度	℃	200以下	183	184	185	176	184	185	184	186	183	184	151	185
③一酸化炭素濃度	ppm	100以下	62	76	72	61	60	66	71	84	74	64	54	33

※ 燃焼管理の基準は、廃棄物処理法施行規則第4条の5『一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準』による。

※ 燃焼管理の測定結果は、連続記録計の平均値。

○堆積したばいじんの除去

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
冷却設備	堆積したばいじんは、焼却施設の稼働時に自動で除去											
排ガス処理設備												

○排ガス測定結果

項目	単位	規制基準	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
採取位置		—	別紙のとおり											
採取日		—		5/26							12/15			
測定結果取得日		—		6/9							1/5			
④ばい煙測定	硫黄酸化物	㎎/h	14.5以下	0.011未満							0.013未満			
	ばいじん	g/㎎	0.03以下	0.02未満							0.02未満			
	塩化水素	mg/㎎	200以下	12							15			
	窒素酸化物	ppm	140以下	91							100			
採取位置		—												
採取日		—					7/20							
測定結果取得日		—					8/25							
④ダイオキシン類	ng-TEQ/㎎	1以下					0.47							